

令和3年度 事業報告書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 あまやどり高知

1 事業の成果

生活困窮者・刑余者・ホームレス等の支援の場において、生活再建の手始めとして重要なものの一つが借家の確保である。同様に精神科病院等からの地域移行支援の際にも借家の確保は重要である。しかし、様々な理由で借家の確保は円滑に進まないため、これら借家の確保に支援が必要な方は居住要配慮者と定義されている。

借家契約に必須の保証人を構えることができない居住要配慮者も多い中、当法人の保証事業により従来のように支援者個人が借家契約の保証人にならざるを得ない状況はなくなりつつある。

一方、これらの取り組みを県下に広げ、浸透させるための取り組みである各地の関係者との協議会などは、新型コロナウイルス感染の影響を受け、昨年度からすべて中止となったままである。

その中、従来はほかに仕事を持つ専門職等のボランティアを中心に事業を進めていたが、昨年、初めて専従の相談支援員を配置し、定例シフト以外の時間や出張相談に対応している。

また、交通用具提供事業においては、高知県社会福祉士会の支援を受け、県立大学学生の参加も得て見直し検討を行った。その際の試験的運用で利用者数が昨年比5倍に増えている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
保証事業	借家賃貸契約の際の連帯保証	随時	事務所	14名	利用者 65名
付随支援事業	要支援者の安否及び生活確認 交通用具提供事業	随時 随時	入居先 事務所	1名 5名	利用者 数名 利用者 10名
相談支援事業	社会的困難に陥った要因に関する相談。	随時	事務所	10名	利用者 74名
一時的避難場所設置事業	借家を確保するまでの間の居所確保	随時	事務所	1名	利用者 0名
居住支援法人事業	相談支援	随時	県下	1名	25名

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数
寄付された物品等の販売	寄付された物品等を販売し、その収益を(1)の事業に充てる	実施しなかった		